

# 印鑑登録申請書の手引き

担当部課名：健康福祉部市民課

電 話：0470（29）5404

## 登 録 の 手 続 き

### 【登録できる人】

満 15 歳以上で、館山市の住民基本台帳に登録されている人です。（意思能力を有しない人は登録できません。）

※成年被後見人の人は、本人が窓口に来庁し、かつ、法定代理人（成年後見人）が同行している場合に限って、登録が可能となります。

### 【登録できる印鑑】

- ・ 住民基本台帳に登録されている氏名、氏若しくは名又は氏名の一部を組み合わせたもの
- ・ 印影の大きさが一辺の長さ 8 ミリメートルの正方形に収まるもの又は一辺の長さ 25 ミリメートルの正方形に収まるもの

### 【登録できない印鑑】

- ・ 職業、資格、その他氏名又は通称若しくはカタカナ表記以外の事項を表しているもの
- ・ ゴム印その他の印鑑で変形しやすいもの
- ・ 印影を鮮明に表しにくいもの
- ・ 既に他の者が登録しているもの

### 【本人が登録申請する場合】

必要なもの （1）登録する印鑑

※ 登録者本人の意思を確認するために、本人宛てに照会の文書を郵送します。届きました照会書に必要事項を記入し、登録印を押印のうえ 14 日以内に持参して下さい。

照会書を回答いただくと登録となり、印鑑登録証を交付します。

＜即日登録を完了したい場合は＞

下記①～⑤のいずれか本人確認書類を持参してください

- ① 自動車等運転免許証
- ② パスポート
- ③ 身分証明書・許可証（官公署発行の写真付）
- ④ 住民基本台帳カード（写真付）
- ⑤ マイナンバーカード（写真付）

- ⑥ 保証書（館山市に印鑑登録している方の登録印が押されたもの）に加え保険証など

**【代理人が登録申請する場合】**

- 必要なもの      (1) 登録する印鑑  
                         (2) 代理人選任届（委任状）

※ 代理人が申請した場合には、即日、登録証及び証明書の発行はできません。登録の意志を確認するために、本人宛に照会文書を郵送しますので、届きました照会書に本人が記入して、本人又は代理人が持参して下さい。回答いただくと登録となり、印鑑登録証を交付します。

**【成年被後見人の方が登録申請する場合】**

- 必要なもの      (1) 登録する印鑑  
                         (2) 成年後見の登記事項証明書（発行3か月以内のもの）  
                         (3) 登録者本人、法定代理人それぞれの本人確認書類

※ (3) 本人確認書類は、自動車運転免許証やマイナンバーカード（写真付）などの官公署発行の顔写真付き身分証明書をお持ちでない場合、本人宛に照会書（回答書）を郵送しますので、後日、書類をご持参ください。照会書（回答書）は、登録者本人と法定代理人が持参していただくか、法定代理人のみが持参していただく必要があります。登録者本人だけ又は法定代理人以外の方が来庁することはできませんので、ご注意ください。

## 廃止の手続き

印鑑登録証を持参のうえ、廃止の手続きを行って下さい。

## 登録証亡失の手続き

印鑑登録証を無くされると印鑑証明書の発行はできません。ご本人が窓口に来て亡失の手続きを行って下さい。代理人が申請の場合は代理人選任届が必要になります。

亡失の手続きをしますと、今までの登録は抹消されます。印鑑証明書が必要な場合は再度印鑑登録を行って下さい。

## 登録してある印鑑の変更

登録証を持参し、現在の登録を廃止し、新規に登録をして下さい。

## 手 数 料

登録手数料：1件 350円

印鑑証明書：1枚 350円

(廃止・亡失の手数料はかかりません。)

## 申 請 窓 口

館山市役所 市民課

\* 代理人選任届については、必ず自署、押印をお願いします。